

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日に当
る日を
翌日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更（地方課）
- 生活保護法による医療機関の指定（社会課）
- 生活保護法による診療所の廃止（〃）
- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 保険医療機関等の指定（保険課）
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの（〃）
- 国民健康保険医等として登録があったものとみなされるもの（〃）
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（二件）（農村整備課）
- 土地改良法による換地処分（〃）
- 保安林の指定の解除予定（造林課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（〃）
- 県道の区域の変更（道路課）
- 県道の供用の開始（〃）
- 町道の改築に関する工事の完了（〃）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（二件）（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福岡（畦高）地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十一年十一月一日現在の地番による。）
福岡字牟貝市	福岡字牟貝市の全域 福岡字古川二八〇八の一、二八〇八の二及びこれらと一体をなす国有地
福岡字古川	福岡字古川のうち二八〇八の一、二八〇八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福岡字宮ノ内	福岡字宮ノ内のうち二九七九、二九八〇の一、二九八〇の二、二九八一、二九八二、二九八三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

福岡字山ノ内	福岡字宮ノ内二九七九、二九八〇の一の一部、二九八〇の二、二九八一、二九八二、二九八三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福岡字山ノ内のうち三〇一一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 福岡字塔畑三〇二〇の一部、三〇二九の一部、三〇三〇の一部、三〇三七の一部、三〇三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇三八の一と一体をなす国有地の一部 福岡字山ノ内下タ三二〇〇の一部
福岡字塔畑	福岡字宮ノ内二九八〇の一の一部 福岡字山ノ内三〇一一の一部及びこれと一体をなす国有地 福岡字塔畑のうち三〇二〇の一部、三〇二九の一部、三〇三〇の一部、三〇三七の一部、三〇三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇三八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 福岡字城山三一八七の一部
福岡字城山	福岡字城山のうち三一八七の一部以外の区域
福岡字山ノ内下タ	福岡字山ノ内下タのうち三二〇〇の一部以外の区域
福岡字荒神谷尻	福岡字荒神谷尻のうち三二八九の一部、三二九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福岡字山ノ神田	福岡字荒神谷尻三二八九の一部、三二九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福岡字山ノ神田の全域

福岡字欠端	福岡字欠端の全域 福岡字岩ノ鼻三五一〇の一の一部、三五一〇の二の一部、三五一三の一の一部、三五一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
福岡字畦高岸上	福岡字畦高岸上のうち三四五四、三四五五、三四六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
福岡字山下タ	福岡字畦高岸上三四五四、三四五五、三四六〇と一体をなす国有地の一部 福岡字山下タのうち三四六一の三の一部、三四六三の三の一部、三四六三の四、三四六三の五の一部、三四六三の六、三四六三の七の一部、三四六三の八及びこれらと一体をなす国有地並びに三四六一の二、三四六二、三四六三の三、三四六三の五、三四六三の七と一体をなす国有地の一部以外の区域 福岡字畦高岸上三四六九、三四七一、三四七二の一、三四七二の二と一体をなす国有地の一部
福岡字畦高井手	福岡字畦高井手上のうち三四七二の三の一部、三四八〇の一の一部、三四八〇の五の一部、三四八〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四六九、三四七一、三四七二の一、三四七二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 福岡字岩ノ鼻三五〇〇の二と一体をなす国有地の一部
福岡字峠田	福岡字峠田の全域 福岡字畦高井手上三四八〇の一の一部、三四八〇の五の一部
福岡字紙屋貝市	福岡字紙屋貝市のうち三四八九の一の一部以外の区域

福岡字岩ノ鼻	福岡字高下田三六四七の二の一部、三六五一の二の一部
福岡字山下タ三四六一の三の一部、三四六三の三の一部、三四六三の四、三四六三の五の一部、三四六三の六、三四六三の七の一部、三四六三の八及びこれらと一体をなす国有地並びに三四六一の二、三四六二、三四六三の三、三四六三の五、三四六三の七と一体をなす国有地の一部	福岡字畦高井手上三四七二の三の一部、三四八〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
福岡字高下田	福岡字紙屋貝市三四八九の二の一部 福岡字金町三五八九、三五九七と一体をなす国有地の一部 福岡字高下田のうち三六三九の二の一部、三六四一の一部、三六四二の一部、三六四七の二の一部、三六五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六三九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
福岡字金町	福岡字金町のうち三五八九、三五九七と一体をなす国有地の一部以外の区域 福岡字高下田三六三九の二の一部、三六四一の一部、三六四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六三九の二と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第百八十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
近藤医院	米子市大篠津町四六九四	昭和六十三年十二月五日
石亀齒科医院	東伯郡東伯町大字徳万四九一 一七	昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県告示第百八十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大坪医院	米子市富益町六九六	昭和六十三年十二月三日
熊谷齒科医院	鳥取市二階町二二二四	昭和六十年四月三十日

鳥取県告示第百八十四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別	表示された発 行所名
		題 号	冊 数			
3264	雑誌その他 の刊行物	いじられて… 恋のオアシス		KA- 1- D	アリス出版	
3265	"	THEラヂューズ		LJ- 3- J	アリス出版	
3266	"	BANANA PRESS		BP- 3- J	アリス出版	
3267	"	Dorime		DM- 3- J	例コスモデザイン	
3268	"	Lovely		LL- 3- J	例コスモデザイン	
3269	"	淫靡弄り 歌ってあげる		KA- 1- J	Do 企画	
3270	"	山茶花		KA- 1- 4	Do 企画	
3271	"	懺悔		KB- 1- 1	Do 企画	
3272	"	女教師 快樂の悶え 愛しの女教師		KA- 1- E	Do 企画	
3273	"	MESSAGE		ME- 1- 4	Do 企画	

3274	"	私を狂わせて 私をホタルに連れてって!!		KB- 1- A	Do 企画	
3275	"	ギヤルハンター 美少女 体・験・告・白	9月号増刊	雑誌コ 1- 028	コンサルト社	
3276	"	ザ・裏マガジン 悪戯指天使	9月号増刊号	雑誌コ 1- 042	コンサルト社	
3277	"	アツナル通信 ベストヒデオ	9月増刊号	雑誌 0- 0-9	三和出版株式会社	
3278	"	セクシーアクション	11月号	雑誌 0551 3-11	株式会社サン出版	
3279	"	CITYPRESS	11月号	雑誌 0433 9-11	株式会社東京三世社	
3280	"	VIDEPAL	11月号	雑誌コ 1- 176	株式会社東京三世社	
3281	"	ホトメクラブ アクション power	11月号増刊	雑誌コ 1- 022	白夜書房	
3282	"	10 HARD ギヤル		なし	株式会社浪速書房	

鳥取県告示第百八十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
Aコープ鳥取薬局コーナーイヌ	鳥取市吉方温泉四丁目六〇三	昭和六十四年一月五日
荒川耳鼻咽喉科医院	米子市東福原八四一	平成元年一月八日
松田内科医院	倉吉市宮川町一九一	平成元年一月十四日
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	平成元年一月十一日
隅田齒科医院	米子市錦町二丁目二一一	平成元年一月八日
縄田医院分院	鳥取市宮谷一七九一二	昭和六十四年一月六日
芹田齒科	境港市明治町六七	"
星野医院	鳥取市青葉町二丁目一六五	平成元年一月十六日
ヤスダ内科医院	鳥取市湯所町二丁目四二〇一三	"
石谷薬局	鳥取市南町四二一	"
有限会社わかば調剤薬局	鳥取市瓦町六五八	"
調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目一〇一一	昭和六十四年一月五日
有限会社こやま薬局西支店	鳥取市湖山町四一三七一四	"
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五二二	平成元年一月二十四日

カヤノ薬品	三栄調剤薬局	鳥取赤十字病院	清水皮膚科形成外科医院	板倉整形脳外科医院	森医院	今宮齒科診療所	谷岡薬局	木島調剤薬局	医療法人社団加藤整形外科医院	宮崎内科医院
米子市立町二丁目二六	鳥取市吉成二丁目一五十四八	鳥取市尚徳町一一七	米子市角盤町四丁目二三	八頭郡郡家町大字郡家五九五 一五	西伯郡西伯町大字福成九八五	鳥取市湖山町北六丁目四〇三	鳥取市永楽温泉町一〇五十三	八頭郡若桜町大字若桜二二〇 三一	鳥取市片原二丁目一一一	鳥取市吉成二丁目一四一三三
平成元年一月十七日	"	平成元年二月一日	平成元年二月四日	平成元年二月一日	"	元成元年二月五日	平成元年二月四日	平成元年二月一日	"	平成元年二月七日

鳥取県告示第百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する

る政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目一〇―二	昭和六十四年一月五日
有限会社こやま 薬局西支店	鳥取市湖山町四二七―四	〃
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五―四八	平成元年一月十七日

鳥取県告示第百八十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
前 垣 義 弘	鳥国医第三、八四七号	昭和六十三年十二月五日
伊 藤 雅 之	鳥国医第三、八四八号	〃
清 水 真 弓	鳥国薬第六八二号	昭和六十三年十二月二十一日

鳥取県告示第百八十八号

鳥取市が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業福井地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十九号

鳥取市が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業大畑地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る福岡（畦高）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の四二三・七八三の八八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八三の一三七三、七八三の一三七四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字那岐山・大字西字塚字那岐山(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年二月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名		変 更 前	変 更 後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
倉吉江府溝 口線		日野郡溝口町金屋谷字上垢溜 一三九四地先から同町金屋谷 字下垢溜一四七七―五地先ま で	日野郡溝口町金屋谷字上垢溜 一三九三―二地先から同町金 屋谷字下垢溜一四七七―一 地先まで	八・〇 九・六	三二二・〇
				一〇・〇 一五・五	三五二・〇
				一二・五 六六・〇	三五六・九

鳥取県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成元年二月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉江府溝口線	日野郡溝口町金屋谷字上垢溜一三九三―二地先から同町金屋谷字下垢溜一四七七―一地先まで	平成元年二月十四日

鳥取県告示第九十五号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を完了するので、過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
丹比縦貫線	八頭郡八東町大字妻鹿野字方祖原一六五〇―二地先から同大字字火都峰一五七二地先まで	改築	平成元年二月十四日

鳥取県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画法事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
境港市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三・五・九号産業中央線
- 三 事業施行期間
昭和五十九年十月十二日から平成二年三月三十一日まで
- 四 事業地の所在
 - 1 収用の部分 変更なし
 - 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・五・二号出合橋松並線

三 事業施行期間

昭和五十九年十一月二日から平成二年三月三十一日まで

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】